

厚生労働省告示第三百二十八号

薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第二項の規定により、薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関である財団法人山形県理化学分析センターについて、平成二十二年六月十八日をもってその名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令第三条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年八月十九日

厚生労働大臣 長妻 昭

変更前の名称

変更後の名称

財団法人山形県理化学分析センター

一般財団法人山形県理化学分析センター